

短期商用目的で入国する外国人（14日間以下）に対する
COVID-19対策の医療ガイダンス
（2020年8月31日付の文書4674/BYT-MTに添付し公布）

I. 目的

外国人が14日間未満の短期商用目的でベトナムに入国する（以下、「短期商用」という。）際のCOVID-19感染症対策を主体的に講じる。

II. 適用対象

1. 短期商用でベトナムに入国する外国人は以下を含む：

- カウンターパートとの個別の合意に基づく投資家、専門家、熟練労働者、企業管理者とその家族（以下、専門家と呼ぶ）
- 外交・公用目的での入国者

2. 専門家及び外交・公用目的での入国者に接触する者

III. 一般原則

- 各省庁、省／市の人民委員会は、短期商用での専門家や外交、公用目的での入国者を招く必要性を検討し、COVID-19対策を確実にする必要がある。
- 14日間の集中隔離は不要であるが、COVID-19感染予防規定を十分かつ厳密に遵守した上で、専門家や外交、公用目的での入国者及びその接触者の安全確保を図り、業務中の交差感染と市中への感染拡大を発生させないようにする。
- 専門家や外交、公用目的での入国者に接触する者は、自ら健康観察を行い、発熱、咳、咽頭痛、呼吸困難の症状の1つでも表れた場合には、地域の保健当局および管理機関に連絡する。
- 専門家及び外交、公用目的での入国者のための宿泊施設は、「COVID-19対策のための集中隔離施設での医療隔離ガイダンス」を公布した2020年3月12日付の保健省通達878/QD-BYTの規定及び「隔離された人が任意で支払うCOVID-19対策におけるホテルでの集中医療隔離の一時的なガイダンス」を公布した2020年3月20日付けの保健省の通達1246/QD-BYTに準拠する必要がある。宿泊施設での二次感染及び市中感染を絶対に防止する。
- 専門家及び外交・公用目的の入国者は国際医療保険に加入するか、又は受入機関・組織は当該入国者が陽性となった場合に治療費を負担する。専門家は、医療観察に関連する規定を実施するために業務開始予定日の1日前に入国する。
- 隔離、送迎手段、及びCOVID-19の検査実施にかかる全ての経費は、受入機関・組織が負担する。外交、公用目的での入国者の場合は無料とする（ただし、自己の希望

によりホテルでの隔離を行う場合にかかる料金は除く。)

- 入国日から14日後に、専門家及び外交・公用目的での入国者が商用目的で、引き続きベトナムに滞在する必要がある、かつ、COVID-19検査結果が陰性である場合、隔離せずに通常の活動を行うことができるようする。

IV. COVID-19パンデミックの予防について

4. 1 入国者が専門家である場合

4. 1. 1 入国前

- 専門家の具体的な予定（行動計画、宿泊場所、送迎手段、隔離計画）、専門家及び専門家と接触する者のCOVID-19感染予防対策を策定する。
- 会議、文書の契約、協力覚書の締結のみを目的として入国する専門家に対し、移動範囲を制限してCOVID-19感染予防措置を確保するため、国境ゲートを有するか又はそれに近い都市、省の適切な会議会場、締結会場、宿泊場所を優先的に選択する。
- 専門家はベトナムに入国する3日から5日前にReal Time-PCR方法で検査を受けなければならない。結果は陰性でなくてはならない。検査は権限を有する機関で実施されなければならない。

4. 1. 2 国境ゲートにおいて

- 他の対象者と接触しないように、専門家の専用入国ルート、専用出国ルートを設ける。
- 入国する際、COVID-19陰性証明書を提示する。
- 専門家は電子医療申告、検温を行い、感染疑い者をスクリーニングする。発熱、咳、咽頭痛、呼吸苦といった症状が認められた場合、直ちに医療隔離を行い、感染疑い症例と同様の措置をとる。
- ベトナムに滞在中は、電子医療観察アプリ（Bluezone）を使用することが求められる。
- 4. 6に記述したガイドラインに沿って、宿泊先に搬送する。

4. 1. 3 滞在場所

- 省市レベルの人民委員会が手配する個別の場所（ホテル、企業が手配する滞在場所又はその他の滞在場所）に滞在する。
- 医療観察を実施し、市中コミュニティと接触しない。医療観察を簡便に行うため、専門家一団全員を同一の場所に宿泊させることが推奨される。
- 滞在場所で専門家全員のCOVID-19検査の検体を採取するための個別の部屋又はエリアを設ける。その部屋・エリアまでの移動ルートが便利である。もし、その部屋・エリアを設けることができない場合、それぞれの部屋での検体を採取することもできる。

- 滞在場所に到着後、RT-PCR検査で専門家全員の検体検査を行う。陰性が確認された場合、従事先での業務を行うことの許可を検討する。ベトナムに滞在期間中、2日に1回の検査を受ける。結果が陽性である場合、本ガイドラインの付録に沿って対処する。
- 専門家と接触した人々を予防策や隔離措置を必要に応じて整えるため、ベトナムを離れる一日前に、最後の検査の検査を受ける。

4. 1. 4 会議・締結を行う会場

ホテル、宿泊先で会議などを行うことを優先させる。接触を最小限にする。

a) 会議、締結を行う前：

- 出席者リストを作成（専門家と接触者）する。：氏名、生年月日、国籍、勤務先、滞在場所、電話番号、メールアドレス
- 出席者全員の体温を測る（出入口に自動体温測定器を用意することが最善。）。
- 各会議室、会場の共有スペースにおいて、石鹸で手洗う場所または消毒液で手を消毒する場所を準備する。出席者にマスクを配る。
- 出席者がCOVID-19感染予防の規定（マスク着用、手洗い、最小限の間隔維持等）を実施するよう、注意看板などを設ける。
- 付録のガイドラインに沿って、会議室等の換気を十分に行い、衛生維持と消毒を実施する必要がある。
- 専門家の席を配置するに当たっては国ごととする。配置図を事前に専門家に伝える。
- メイン会議室、締結場所を感染予防のために隔離しなければならない場合、予備会議室、締結場所を用意する。必要な場合、専門家専用のオンライン利用可能な会議室、締結場所を用意する。
- 医療担当者の作業スペースを用意する。
- 出席者の中で、倦怠感、発熱、咳、咽頭痛、呼吸苦といった症状を有する者が出た場合に備え、隔離部屋を用意する。当該隔離部屋は以下のとおりでなければならない。
+ 会議室、締結場所と離れた場所に隔離部屋を用意する。隔離部屋までの専用通路を確保する。
- + 換気がよく、風が通りやすいところとする。部屋の中の家具などは最小限にする。マスクを用意し、石鹸で手洗う場所または最低アルコール60度の消毒液（手消毒液という）を配置する。蓋つきのゴミ箱やトイレを有する。
- COVID-19感染予防の規定を印刷して、会場の出席者に配る。言語はベトナム語と英語。二国会談の場合、その国の言語を使用する。
- 倦怠感、発熱、咳、咽頭痛、または呼吸苦という症状がある人に対して、会議の補助業務を頼まない。

b) 会議・締結中

- 宿泊先から会議会場までは専門家を4. 6のガイドラインのとおり搬送する。
- (感染者が発生した際に接触者を) 発見することが必要であるため、会議の出席者、主催者、補助作業員、新聞記者、レポーターの一覧表を作成する。
- 会議の会場に入る前に、検温し、マスクを配布する。
- 出席者にCOVID-19感染規定の知らせを配る。
- 長めの休憩時間を設けないことが望まれる。仮に設ける場合でも席での休憩をすすめる。それぞれの出席者の席に飲み物を提供する。
- 食事について：セット形式を進める。サービス提供会社の全員のリスト、住所を作成する（接触者を発見するため）。
- 付録のガイドラインに沿って、会場の消毒を行う。
- COVID-19感染予防規定の実施状況をチェックする体制を配備する。
- 専門家のCOVID-19感染検査結果、健康状態を把握する。

c) 会議、締結終了後：

- 出席者全員（国内外の出席者）、主催者、関連者は会議が終わっても、自身で健康観察を実施する。会議終了後14日以内に感染者が判明したら、以下のとおり実施する：
- 国内の出席者は、医療機関、管理機関、専門家との接触者に通知を行う。
- 専門家を呼んだ機関に通知して、その機関から医療機関に連絡する。

4. 1. 5 仕事場、視察先で

- 4. 6に規定のとおり、専門家の視察等の送迎を行う。
- 視察先に手を消毒できる環境を用意する。
- 接触する者の人数が最低限になるよう調整する。専門家は常にマスクを着用しなければならない。握手をなるべく減らし、頻繁に消毒液で手を洗う。
- 専門家と接する者は必ずマスクを着用し、頻繁に消毒液で手を洗うか石鹸で手を洗うことを要請する。感染者が発生した際に接触者を発見する必要があるため、専門家と接したすべての人のリストをアップする。
- 専門家が業務を実施する際または視察を行う際に医療者を配置する。
- 専門家専用の手洗い場を用意する。
- 業務終了又は視察終了の際には、付録のガイドラインに沿って、会場の消毒を行う。

4. 1. 6 専門家を搬送する移動手段

専門家が入国先から宿泊先までの間、また、ベトナム滞在中に個別移動手段を確保し、搬送する際、以下のように要請する。

- ドライバー、専門家は移動中常にマスクを着用する。

- 消毒液を出入口に配置し、乗車前、移動間、専門家の手消毒を利用する。
 - 添付付録に沿って、専門家の搬送車を消毒する。
4. 2 外交・公用目的で入国される場合
- 基本的には専門家と同様の予防措置を要請する。
 - 副大臣級または同等のランク以上のVIPが入国する場合には、COVID-19陰性証明書は必要でない。Bluezoneアプリをダウンロード・使用する必要はない。また、入国後に、COVID-19感染検査を受けなくても良い。

V. 実施に関する役割分担

1. 省庁は専門家及び外交・公用の目的での訪問者を招待する希望のある所属機関及び組織に対してこのガイドラインで規定された内容を実行するための情報を提供し案内する。

- 専門家や外交・公用の目的での訪問者がベトナムで滞在する間にCOVID-19の感染流行阻止に必要な調査、監視、評価を行う。
- 問題が発生した場合、COVID-19対策国家指導委員会への常用報告。

2. 省レベル人民委員会

- 専門家及び外交・公用の目的での訪問者を招待することを希望する地方省、又は中央直轄市に立地している機関および組織に対してこのガイドラインで規定された内容を実行するための情報を提供し、案内する。
- 医療観察を実施し、市中と接触しないよう個別の居住地及び職場を手配する。専門家及び外交・公用の目的での訪問者の業務期間中、入国者本人と彼らと接触する人々のCOVID-19の流行防止に関する計画、搬送手段、隔離施設、安全計画を承認する。
- 専門家及び外交・公用の目的での訪問者がベトナムで駐在する間に地方省又は中央直轄市の保健局に対し、窓口として医療の監視と監督、COVID-19感染の疑いのある事例の処理、環境の衛生と消毒に関するガイダンスの責任を負うよう任命する。専門家及び外交・公用の目的での訪問者の滞在場所、会場、署名場所、業務場所、フィールドサイトでの医療観察と監督を担当する部門及び担当者を手配し、COVID-19感染症例の治療のための施設を準備する。
- 専門家及び外交・公用の目的での訪問者がベトナムで駐在する間にCOVID-19の流行防止に係る調査、監視、評価を行う。
- 問題が発生した場合、状況に関してCOVID-19対策国家指導委員会への報告。

3. 招へい機関

専門家及び外交・公用の目的での訪問者のためにベトナム入国計画、搬送手段、滞在場所、会場、署名場所、業務場所、具体的なフィールドサイト、また該当者のベトナム滞在期間中

にこれらと接触する者の安全計画を作成する。

- COVID-19 予防に関するこのガイダンスの規定およびベトナム政府の他の関連する規定の情報を提供し、案内する。
- このガイダンスで規定された内容を厳守する
- 実施状況を地方省の人民委員会、あるいは省庁に報告する

4. 専門家及び外交・公用の目的での訪問者に対して

- 入国時に電子医療申告を確実に実施する。ベトナム滞在中にBluezoneアプリを使用する（副大臣レベルまたは同等以上のVIPを除く。）。
- このガイダンスに記載されたCOVID-19 予防に関する規定及びベトナム政府の他の関連する規定を完全に遵守する。
- 毎日、自身で健康観察し、発熱、咳、喉の痛み、呼吸困難の兆候のいずれかが発生した場合、招へい機関または組織および保健当局に直ちに通知する。
- 個人の衛生対策を十分に実施する。

+特に会議室に入る前に及び飲食の前後に、石鹸ときれいな水で頻繁に手を洗って、又は消毒剤で手を消毒する。

+他の人と握手を控える。

+カップ、水ボトル、ハンカチなどの身の回り品は共有しない。

- 宿泊先から外出しない。事前に公表された（決められた）計画、署名場所、業務場所、具体的なフィールドサイトの計画のとおりを実施する。

5. 専門家及び外交・公用の目的での訪問者と濃厚接触した人に対して

IV. COVID-19 パンデミックの予防について

5. 1 情報を登録するために、保健当局に申告する。

5. 2 専門家及び外交・公用の目的での訪問者と接触、又は作業する過程において、マスクを着用し、手を洗い、間隔を確保し、COVID-19 の流行防止を適切に実施し、自己健康観察を実施する。

5. 3 専門家及び外交・公用の目的での訪問者との接触、又は作業を修了した後に、自己健康観察を実施する。通常どおり業務に従事できるが、最終的な接触から14日以内にコミュニティとの接触を制限することが必要である。

5. 4 発熱、咳、咽頭痛、呼吸困難の兆候があり、居住地で自己隔離が必要な場合は、COVID-19 対策国家指導委員会の規定に従って、相談、診断および検査を受けるために地方自治体の保健当局又は保健省に通報する。

6. 会場、署名場所、作業場所、フィールドサイトを管理する機関

詳細な計画を作成し、施設、人材、設備を準備し、COVID-19の流行防止の活動を確保するために第IVセクションで規定された内容を実施することに関係機関と調整し、所属機関及び関係者に対し詳細に割り当てる。

付録

1. COVID19 陽性が疑われるベトナム滞在中の専門家又はその専門家と濃厚接触した者への対応方法

1.1 倦怠感、発熱、咳、咽頭痛、呼吸困難のいずれかの症状を認める場合

- その現場（宿泊施設/会議室など）の医療監督を担当する部門・職員に連絡する。相談・助言を受けるために地方保健局または保健省のホットライン（電話番号 1900 3228 または 1900 9095）に電話する。必要に応じて、医療機関の診察を受ける。
- 発熱、咳、咽頭痛、呼吸困難の症状がある人は、一時的な隔離部屋に入れて、COVID19 の感染疑い症例と同様に処理する。
- 医療用マスク提供し、適切な使用方法について案内する。
- 周囲の人との接触を控える。

1.2. COVID-19 に感染症例が確認された場合

ベトナム滞在中の専門家の検査結果が COVID19 陽性と判明した場合は以下の対応が必要となる。

- COVID19 国家対策委員会及び保健省の規定に従って隔離・治療を行うために、直ちに地方保健局に通知する。
- 付録に従って滞在場所（会議室、職場など）を消毒・処理を行う。

2. 消毒と環境処理

2.1 専門家の輸送車両の消毒

- 専門家を輸送するたびに、車両を次のように洗浄及び消毒する必要がある。(i) 多目的クリーニングスプレー、(ii) 0.05%の活性塩素を含む消毒液(表面の接触時間確保 10 分)、0.1%の活性塩素(表面の接触時間確保 1 分)、70%アルコールを吸収した布を使って、きれいなところから汚いところまで、表と裏、上下を拭く。消毒後、30 分間待つ必要がある。消毒する前に、石鹼ときれいな水で表面をきれいにする必要がある。
- 表面の洗浄と消毒の必要がある場所: ドアノブ、座席、窓、車のドアノブまたは手すり、床、エアコンなどの頻繁に触れる場所。
- 換気量を増やすために窓を開けて、換気扇、その他の適切な方法を使用する。定期的に換気、ファン、および空調システムを適切に掃除する。
- 十分なごみ袋を用意し、規則に従って毎日の収集と処理を実行する。

2.2 会議室・署名室・職場などの消毒・環境処理

A) 会議室、署名室、または会場で毎日の清掃と消毒を以下のように実行する。

- 多目的クリーニングスプレー、(ii) 0.05%の活性塩素を含む消毒液（表面の接触時間 10 分を確保する）、0.1%の活性塩素(表面の接触時間 1 分を確保する)、70%アルコールを使って、表面を拭く。一日分の消毒液を混ぜる。電子機器の表面が化学腐食を受けやすいため、70%アルコールを使って拭く。消毒後少なくとも 30 分待つ必要がある。
- 洗浄による消毒、自然乾燥を優先する。表面の汚れは、消毒する前に石鹼または洗剤液と水で洗浄する必要がある。
- 洗浄を行う時にゴム手袋、マスク、防護服を着用する必要がある。
- 消毒が必要な位置：会議室、署名室、食堂、エレベーター、ロビー、トイレ、食堂、食堂（使用している場合）、共有エリア
- 洗浄と消毒の頻度：
 - 会議室の床、壁、オブジェクトについては、接触表面を少なくとも 1 日に 1 回消毒する。
 - ドア、ミーティングテーブル、デリゲートシート（特にアームチェア、サイドチェア）、マイク、テーブル、共有コンピュータのキーボード、コントロールボタン、手すり、トイレ、エレベーターのボタン、ドアノブなど頻繁に接触する場所は少なくとも 1 日に 2 回消毒する。

B) 会議室、会場、廊下、ホールの換気を増やす

換気を増やすためにドアと窓を開けて、ファンまたは他の適切な方法を使用する。

C) 廃棄物処理：ビニール袋と蓋付きゴミ箱を準備、便利な場所に置く。廃棄物は規制に従って毎日収集し、処理される必要がある。

2.3 職場環境・現場の消毒・環境処理

添付の付録に記載されているガイドラインに従って、専門家が職場を離れた後の消毒と環境処理を実施する。

2.4 COVID-19 感染症例が発生した場合、消毒と環境処理

コミュニティ内の COVID-19 感染者が確認された時の現地の消毒と環境処理の一時的なガイドランスに関する保健省の 2020 年 3 月 25 日付けの公文 No1560 / BYT-MT または COVID19 国家対策委員会・保健省の他ガイドラインに従って、以下のように現地消毒・環境処理を行う。

A) 消毒エリア

COVID19 感染者が滞在した場所は全て消毒する必要がある。

- 会議室、署名室：COVID19 感染者が使ったすべての会議室、応接室（ある場合）、廊下、エレベーター、ラウンジ、トイレ、通路など。
- 宿泊施設：COVID19 感染者の部屋、外壁、廊下、階段、エレベーター、ラウンジ、通路、トイレ、その他の宿泊施設の共有エリア。
- COVID-19 感染者を運送した車両：車のドアハンドル、シート、窓、ドアノブ、（上部）手すりなどの接触表面を全部消毒する。

B) 消毒の原則

- 拭き取りによる消毒を優先する。汚れた表面を消毒する前に石鹼と水できれいにする。
- 化学消毒液：0.1%活性塩素を含む消毒液を使用する。一日分だけ消毒液を混ぜる。電子機器の表面に対して化学腐食の影響のため 70%のアルコールを使用する。消毒後少なくとも 30 分待つ必要がある。
- 消毒時に規定どおりに個人用保護具を使用する。

C) 消毒および環境処理

- 保健省の 25/3/2020 付の通達 No1560/BYT-MT に従って会議室、職場、宿泊施設、車両の消毒を行う。
- 会議室、宿泊施設での食品および飲料用容器、リネンなどを収集し、保健省のガイドラインに従って処分する。
- COVID19 感染者による会議室、宿泊施設、車両などで発生するすべてのゴミは、感染性廃棄物として収集および処分される必要がある。ごみは黄色の袋に集められ、袋の上部に結ばれて別の袋に入れる。すべての黄色の袋に「SARS-CoV-2 RISK WASTE」というラベルを付ける必要があり、規定どおりに処分される。